

新型コロナウイルス感染症発生時の 大会参加ガイドライン Revise—3.0

令和4年3月16日

山梨県教育庁保健体育課

はじめに

本ガイドラインは、「運動部活動再開ガイドライン Revise6」の趣旨を踏まえつつ、大会において感染者等を出さないなど生徒にとって安全・安心な発表の場となるよう、新型コロナウイルス感染症発生時の考え方などを示したものである。

各学校においては、本ガイドラインの内容を丁寧に生徒・保護者等に説明するとともに、関係者の共通理解のもと、適切な対応をお願いする。

1 改訂の趣旨等について

厚生労働省は、「事務連絡令和4年1月28日付け一部改正」において、オミクロン系の感染が確認された患者等に係わる入退院及び濃厚接触者の取扱いを次のとおり示した。

濃厚接触者の待機期間については、今般の科学的知見や専門家の意見を踏まえ、原則、7日間で8日目に解除とした。

このことを踏まえ、本ガイドライン「P2、2 大会開催前に感染者が発生した場合の入院等期間のイメージ・濃厚接触者判定(陰性)」及び「P3、3 濃厚接触者・接触者について 濃厚接触者 大会参加」において次のことを追記する。

※ただし、厚生労働省等が通知などで示す、その時点の科学的知見や専門家の意見を踏まえた待機期間とする。

なお、今後新たに変異株が出現した場合にあっても、※と同様の取扱いとする。

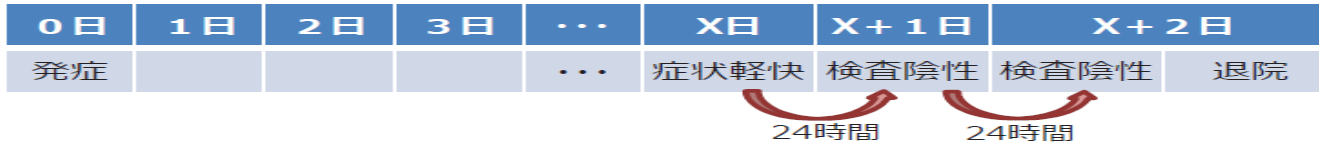
2 大会開催前に感染者等が発生した場合の入院等期間のイメージ

①発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合退院可能



感染判明
(有症状者の
場合)

②症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば退院可能



①検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から10日経過した場合、退院可能



②検体採取日から6日間経過し、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



感染判明
(無症状病
原体保有者
の場合)

濃厚接触者
判定(陰性)

濃厚接触者と判定された日から14日間を過ぎるまで。

ただし、厚生労働省等が通知などで示す、その時点の科学的知見や専門家の意見を踏まえた待機期間とする。

接触者判定
(陰性)

接触者と判定された後PCR等検査で陰性が確認される。

大会開始日

3 濃厚接触者・接触者について

※保健所が特定する。なお、検査内容については保健所の指導による。

	定 義	大会参加
濃厚接触者	発症日（無症状の場合は検体採取日）2日前より、感染者と同居あるいは長時間の接触、または、手で触れることが出来る距離（1m程度以内）で必要な感染予防策なしで15分以上接触のあった者	特定後、2週間は大会参加不可 ただし、厚生労働省等が通知などで示す、その時点の科学的知見や専門家の意見を踏まえた待機期間とする。
接触者	濃厚接触者ではないが、授業や部活動などで感染者と接触があった者	PCR等検査で陰性が確認されるまでは大会参加不可

4 大会期間中に感染が判明した場合の学校としての考え方

生徒等に感染が判明した
場合

学校が臨時休業措置

チームが
参加不可

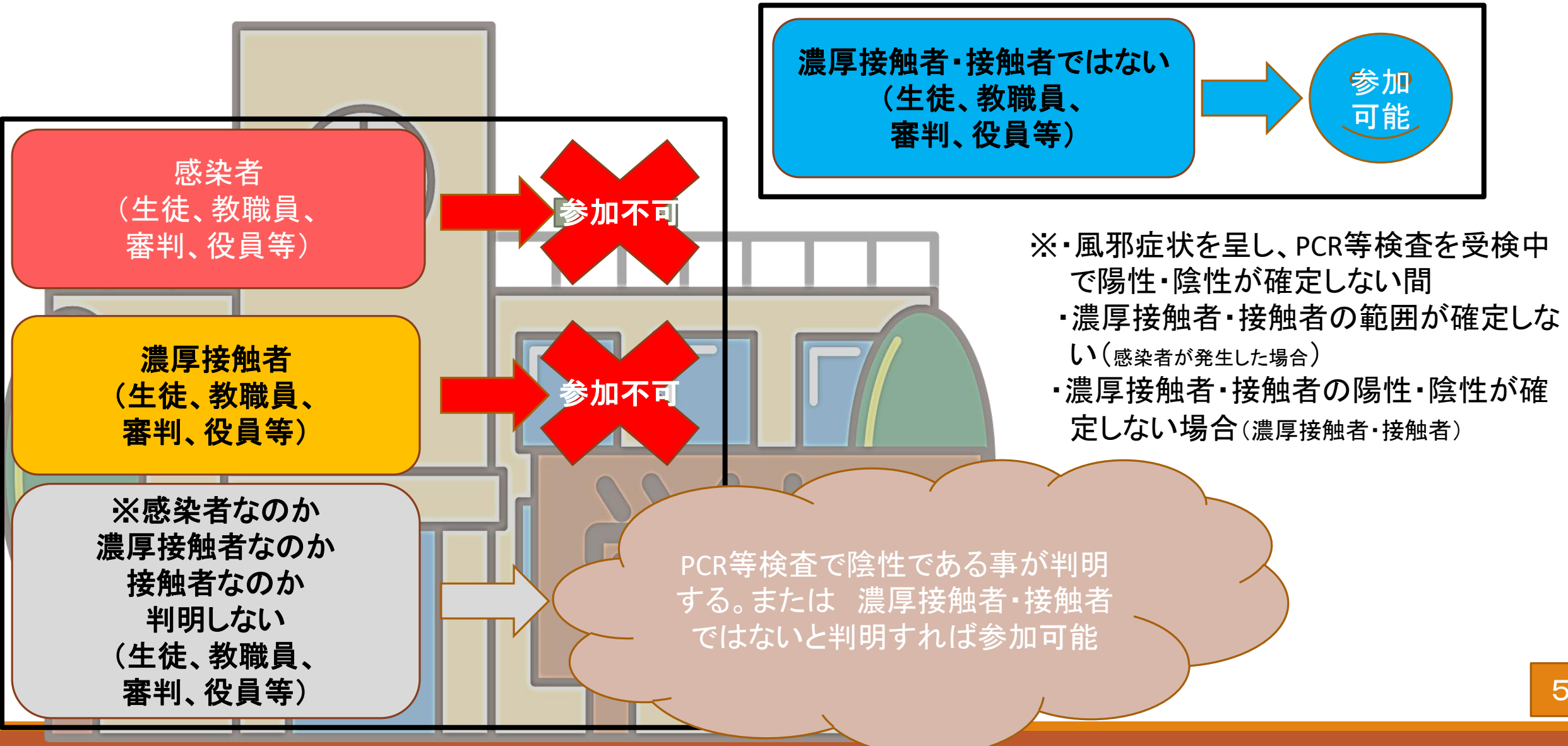
学年が臨時休業措置

該当学年
生徒が
参加不可

学級が出席停止措置

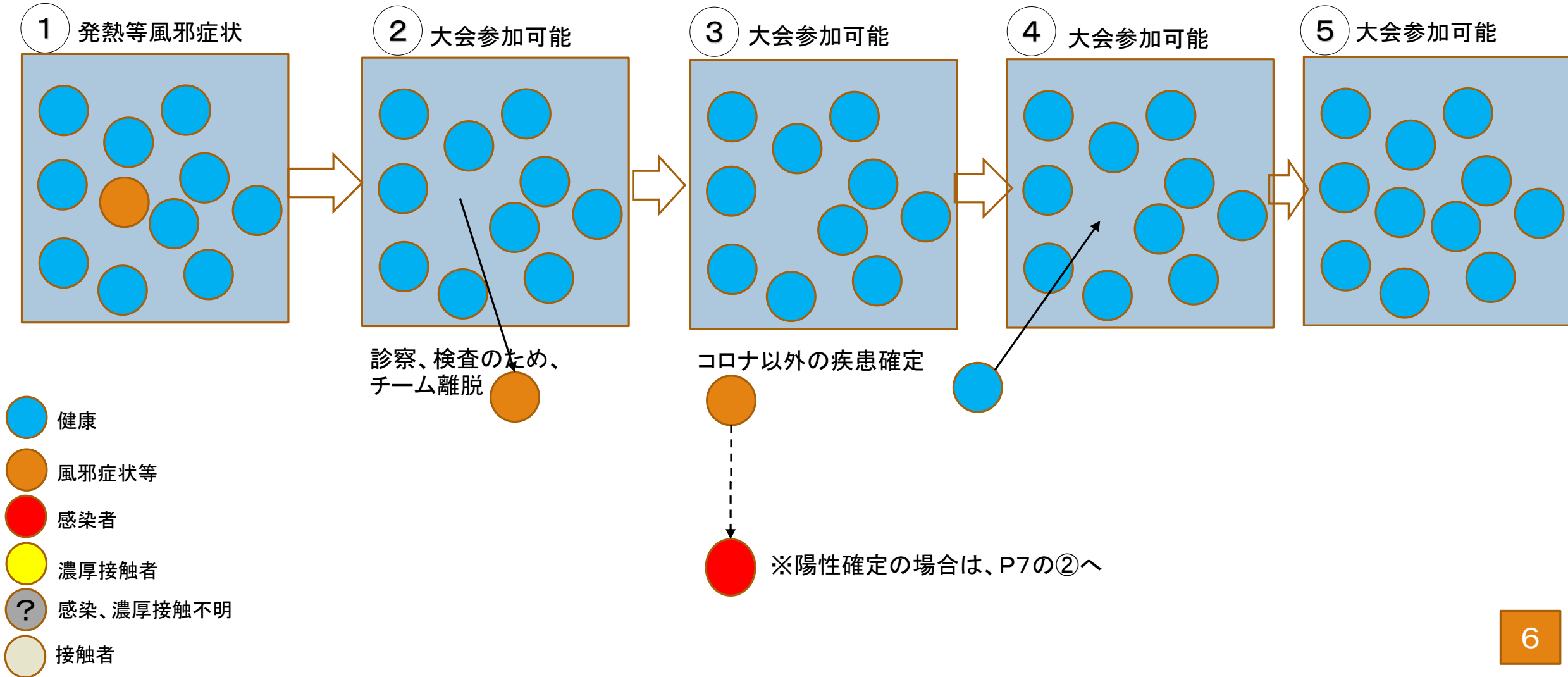
該当学級
生徒が
参加不可

5 大会期間中に感染者等が発生した場合の個人としての考え方

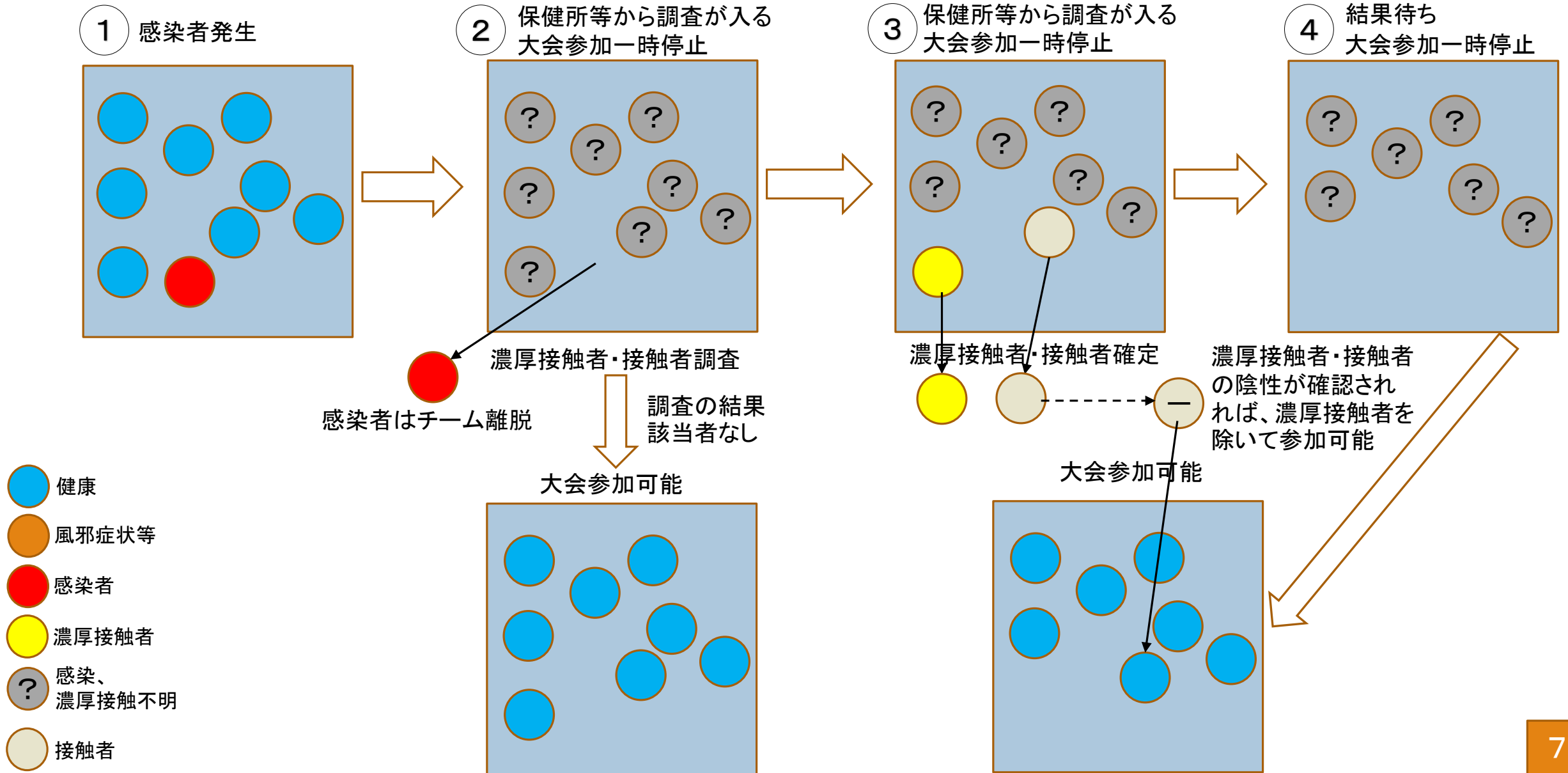


6 大会期間中に感染者等が発生した場合のチームとしての考え方

(1) 大会期間中にチーム内に風邪症状等を呈した者が発生した場合の考え方



(2) 大会期間中にチーム内に感染者が発生した場合の考え方



(3) 大会期間中にチーム内に濃厚接触者又は接触者が発生した場合の考え方

